

名 証 自 規 第 14 号
平成 21 年 1 月 13 日

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

上場株券に係る上場時価総額基準の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は証券市場の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、市場第一部から市場第二部への指定替え基準及び上場廃止基準のうち、上場時価総額に係る基準について、平成 20 年 10 月から同年 12 月までの間、一時的に適用を停止しておりましたが、現下の株式市場の状況に鑑み、本年 1 月から 12 月末までの間、以下のとおり取扱いを一部変更して、当該基準の適用を再開することといたしましたのでご通知いたします。

区 分	現行基準	変更後の基準
市場第一部から市場第二部への 指定替え基準	20億円未満	12億円未満
本則市場(市場第一部・第二部)の 上場廃止基準	5億円未満	3億円未満
セントレックスの上場廃止基準	3億円未満	1.8億円未満

- ① 平成 21 年 1 月末より同年 12 月末まで、「変更後の基準」で審査を実施します。
- ② 現時点で猶予期間に入っている銘柄が、それぞれの猶予期間の終期までに「変更後の基準」を上回った場合には、猶予期間から出ることとなります。猶予期間の終期までに「変更後の基準」を上回ることができない場合には、市場第一部から市場第二部への指定替え又は上場廃止となります。
- ③ 猶予期間に入っていない銘柄が、「変更後の基準」を下回った場合には、猶予期間に入ることとなります。

敬 具

【本件に関するお問合せ先】

㈱名古屋証券取引所 自主規制グループ上場監理担当 電話：052-262-3174